

別表 1

令和2年4月1日改正

対象収入による階層区分		入所者の利用月額			
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用	計
1	1,500,000円以下	44,510	10,000	10,000	64,510
2	1,500,001円～1,600,000円	44,510	13,000	10,000	67,510
3	1,600,001円～1,700,000円	44,510	16,000	10,000	70,510
4	1,700,001円～1,800,000円	44,510	19,000	10,000	73,510
5	1,800,001円～1,900,000円	44,510	22,000	10,000	76,510
6	1,900,001円～2,000,000円	44,510	25,000	10,000	79,510
7	2,000,001円～2,100,000円	44,510	30,000	10,000	84,510
8	2,100,001円～2,200,000円	44,510	35,000	10,000	89,510
9	2,200,001円～2,300,000円	44,510	40,000	10,000	94,510
10	2,300,001円～2,400,000円	44,510	45,000	10,000	99,510
11	2,400,001円～2,500,000円	44,510	50,000	10,000	104,510
12	2,500,001円～2,600,000円	44,510	57,000	10,000	111,510
13	2,600,001円～2,700,000円	44,510	62,700	10,000	117,210
14	2,700,001円～2,800,000円	44,510	62,700	10,000	117,210
15	2,800,001円～2,900,000円	44,510	62,700	10,000	117,210
16	2,900,001円～3,000,000円	44,510	62,700	10,000	117,210
17	3,000,001円～3,100,000円	44,510	62,700	10,000	117,210
18	3,100,001円以上	44,510	62,700	10,000	117,210

※冬季加算として、上記金額に月額1,970円を加算する。(11月～3月)
 ※入所者が各居室で使用した実費分を徴収します。(電気・電話料金)
 ※連続して3日以上食事を受けない時は、3日目から1日900円食費が減免されます。

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、介護保険料、指定居宅サービス利用料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)は、上表により定めた額とする。

(注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費をそれぞれ合算し、合算額の2分の1をそれぞれの収入及び必要経費として対象収入を算出する。対象収入が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用料のうちサービスの提供に要する費用は、上記表の額から30%減額した額を本人から徴収するサービスの提供に要する費用(月額)とする。この場合100円未満は切り捨てとする。